

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症グループホームあずましの里ななえ

重 要 事 項 説 明 書

医療法人社団 健和会

1 事業主体概要

事業主体名	医療法人社団 健和会		
法人の種類	医療法人		
代表者名	理事長 大村 直久		
所在地・電話番号	北海道函館市石川町125番1 (0138) 47-3300		
法人の理念	<p>私たちは支えを必要とする皆様と、直接ふれ合える機会をたくさん創っていきたいと思います。皆様の顔を見つめながら、つねに語りかけていきたいと思います。一緒に笑ったり考えたり、時にはワクワクしたり、生活の中にゆとりと楽しさをもって、さまざまな感動と出会えることを願っています。</p>		
他の介護保険関連の事業	事業所名	事業種別	住所・電話番号
	老人保健施設あかまつの里 ななえ	介護老人保健施設 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	亀田郡七飯町本町4丁目 6番10号 (0138) 65-1130
	ケアプランセンターあかまつ	居宅介護支援	亀田郡七飯町本町4丁目 6番10号 (0138) 65-1183
	訪問看護ステーションりんごの樹	訪問看護 介護予防訪問看護	亀田郡七飯町本町4丁目 6番10号 (0138) 65-7878
	ヘルパーステーションほのか	訪問介護 介護予防訪問介護	亀田郡七飯町本町4丁目 6番10号 (0138) 65-8650
	デイサービスセンターこもれびの里ななえ	通所介護 介護予防通所介護	亀田郡七飯町本町4丁目 7番15号 (0138) 65-5551
	ケアプランセンターおおむら	居宅介護支援	函館市石川町125番1 (0138) 47-9811
通所リハビリテーション おおむら	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	函館市石川町125番1 (0138) 47-8666	
他の主体事業	函館おおむら整形外科病院	病院	函館市石川町125番1 (0138) 47-3300
他の事業	サービス付き高齢者向け住宅 こもれびの里ななえ	サービス付き高齢者向け住宅	亀田郡七飯町本町4丁目 7番15号 (0138) 65-5551

2 事業所の概要

事業所名	グループホーム あずましの里ななえ
事業所種別	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所の目的	(運営規程第1条参照) 要支援者又は要介護者であって認知症である者について、生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。
事業所の運営方針	(運営規程第2条参照) 1.当事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切に行うよう努める。 2.当事業所は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることが出来るよう配慮して行う。 3.当事業所は、介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮し、利用者が必要とする適切なサービスの提供に努める。 4.共同生活住居における介護従事者は、介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。 5.当事業所は、介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、利用者に対する一切の身体拘束を行わないものとする。 6.当事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、速やかな解除に努めるとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、利用者又はその家族に対し説明を行い十分な理解を得れるよう努めるものとする。 7.当事業所は、自らその提供する介護サービスの質の評価（自己評価）を行うとともに、定期的に外部の者によるサービス評価（第三者評価・運営推進会議）を受けてそれらの結果を公表し、かつ改善点があった場合にはその改善に努める。
事業所の責任者	管理者 長根山 雅巳
開設年月日	平成 25年 3月 1日
保険事業者指定番号	0191513498
所在地	〒041-1111 亀田郡七飯町本町4丁目7番16号
電話番号・FAX番号	電話 (0138) 65-1717 FAX (0138) 65-5555
交通の便	函館バス七飯本町バス停より 徒歩5分(約200m) JR七飯駅より 徒歩20分 函館駅より 車で35分

建物概要（権利関係）	運営：医療法人社団 健和会
	構造：木平家造 地上1階建て 延床面積：367.854㎡
居室の概要	居室面積：約12.201㎡ FF式暖房・クローゼット・照明器具・ナースコール テレビ端子 など
共用施設の概要	食堂兼居間・台所・トイレ・浴室・洗面台・洗濯室・玄関・ 園芸スペースなど
緊急対応方法	利用者の主治医に連絡し状況の報告を行う。また、早急な医療対応 が必要となった場合には、協力医療機関と連携を図り適切な対応を 行う。
防犯防災設備 避難設備等の概要	自動火災報知設備の受信機を職員室内に設置また粉末消火器を各所 に設置
損害賠償責任保険加入	加入

3 職員体制（令和7年 12月1日現在）

職員の種類	員 数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			介護福祉士	認知症対応型サービス事業 管理者研修
計画作成担当者	1		1			介護支援専門員	認知症介護実践者研修
介護従事者	7	5	1	1		ヘルパー2級	

4 勤務体制

昼間の体制	3人うち「早出1人（7：30～16：00）・日勤1人（8：45～17：15）遅出1人（11：00～19：30）」
夜間の体制	1人 「夜勤（16：45～9：15）」

5 利用状況（令和7年 12月1日現在）

利用者数	1ユニット当り定員 9人			
要介護度別	要支援2	0名	要介護度1	2名
	要介護度2	3名	要介護度3	2名
	要介護度4	1名	要介護度5	1名

6 ホーム利用にあつたての留意事項

- ① 利用者及び利用者代理人と事業所は、利用者の権利を尊重し、安心かつ快適な暮らせる共同生活の場として機能するよう相協力するように努めます。
- ② 介護計画は、利用者及び利用者代理人の意向・要望を配慮し、利用者の処遇向上を目的として作成します。
- ③ 当該月のサービス利用料については、事業者が定める方法によりお支払いいただきます。
- ④ サービス利用にあたり要望・苦情がある場合、担当職員及び外部機関に申し出ることができます。また、事業者は要望・苦情に対し迅速に対応します。
- ⑤ 病状の急変、事故などが発生した場合、担当医師または協力医療機関と連絡を取り適切な対応を講じます。

7 サービス及び利用料金等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助など日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助など。 〔上記については包括的に提供され、別紙のとおり要介護度別に定められた金額が自己負担となります。〕
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改正については理由を付して事前に連絡します。
居室の提供（家賃）	29,000 円／月 （生活保護受給者 25,000 円／月）
食事の提供	40,500 円／月（月 30 日とした場合） 朝食、昼食、夕食、おやつ、お茶など
個人消耗品等の費用	個人で使用または購入した品代は、実費精算による自己負担となります。

（詳しくは別紙 2 利用料金表をご覧ください。）

事業者は毎月 10 日頃までに前月の利用料の請求を発行しますので、利用者及び利用者代理人は当月 28 日頃までに事業者が指定する口座への振込み、または当施設窓口にて利用料をお支払いください。

【 振込機関 】

青森みちのく銀行 函館営業部
口座番号 2671860

医療法人社団健和会
認知症グループホームあずましの里ななえ
理事長 大村 直久

8 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
【実施した直近の年月日】	令和 5年 10月 23日
【第三者評価機関名】	株式会社サンシャイン
【評価結果の開示状況】	令和 5年 10月 23日 事業所内運営推進会議で報告及びご家族へ配布 事務所カウンターへ常時閲覧できる様に設置 インターネット上（WAMNET）で開示

協力医療機関

協力医療機関名	社会福祉法人 函館厚生院 ななえ新病院
診療科目	内科・整形外科・歯科
住所・電話番号	七飯町本町7丁目657番地5 (0138) 65-2525

協力歯科医院名	山本歯科
診療科目	歯科
住所・電話番号	七飯町本町3丁目11番11号 (0138) 64-8888

協力施設機関

協力施設機関名	グループホーム匠和
住所・電話番号	七飯町本町6丁目7番33号 (0138) 65-8714

利 用 料 金 表

【介護保険適用外】

①	家賃	29,000 円/月	(生活保護受給者) 25,000 円/月
②	食費	40,500 円/月	朝食 350 円・昼食 550 円 (お茶、おやつ含)・夕食 450 円
③	水光熱費	22,000 円/月	水道・電気・ガスなど
④	冬季暖房費	8,000 円/月	10 月から 4 月迄
⑤	日常生活に便宜上、提供されるサービス		
2	共用日用品費	6,000 円/月	トイレトペーパー、ペーパータオル、掃除用・食器用洗剤、通信連絡費、新聞・雑誌、洗濯、乾燥等
3	化粧品代	実費	
4	おむつ	実費	リハビリパンツ 130 円・テープ式 120 円・パット 30 円/枚
5	理・美容費	実費	
6	行事参加費など	実費	
⑥	その他の費用		
2	嗜好品	実費	

※入退居時の利用料日割りについては下記の項目で計算し、上記の一ヶ月の利用料より合計額が安価な金額を負担して頂きます。 家賃 1000 円/日 水光熱費 1000 円/日

【介護保険適用】・・・一日当りの自己負担額 (一割負担の場合)

要支援 2	761 円/日	(介護予防)
要介護 1	765 円/日	
要介護 2	801 円/日	
要介護 3	824 円/日	
要介護 4	841 円/日	
要介護 5	859 円/日	

- ・初期加算 30 円/日
入居日より 30 日以内の期間、及び 30 日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居した場合も同様に算定されます。
- ・入院期間中における体制加算
病院又は診療所への入院後 3 ヶ月以内に退院する事が明らかに見込まれる場合、ご本人及びご家族の希望を勘案し退院後、再び入居した場合には 1 ヶ月に 6 日を限度として算定されます。(入院の初日及び最終日を除く)
246 円/日
- ・サービス提供体制強化加算 (I) 22 円/日
- ・医療連携体制加算 (I) ハ ※要支援 2 を除く 37 円/日
- ・若年性認知症利用者受入加算 120 円/日
- ・看取り介護加算
(要支援 2 及び短期利用を除く)

(1) 死亡日以前 31 日～45 日以下	72 円/日
(2) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 円/日
(3) 死亡日以前 2 日又は 3 日	680 円/日
(4) 死亡日	1,280 円/日
- ・介護職員等処遇改善加算 (III) 加算率 15.5% 1 回/月

苦情相談機関

事業所の苦情相談窓口	担当者 長根山 雅巳 (管理者) 電話番号 (0138) 65-1717 FAX (0138) 65-5555
外部苦情申し立て機関	七飯町福祉課 介護保険係 受付時間 8:30 ~ 17:00 電話番号 (0138) 65-2511 FAX (0138) 65-9280
	函館市福祉サービス苦情処理委員事務局 (保健福祉部地域福祉課内) 電話番号 (0138) 21-3297 FAX (0138) 26-4090 受付時間 8:45 ~ 17:30
	北海道国民健康保険団体連合会 総務部 介護保険課 企画・苦情係 電話番号 (011) 231-5175 受付時間 9:00 ~ 17:00
	北海道社会福祉協議会 北海道福祉サービス運営適正化委員会 (北海道社会福祉協議会に設置される公正、中立な第三者機関) 電話番号 (011) 204-6310 FAX (011) 204-6311 受付時間 9:00 ~ 17:00

措置の概要

1 利用者及び利用者代理人からの相談又は苦情等に対する常設の窓口 (連絡先) 担当者の設置

- ・相談苦情に対する窓口として、相談苦情担当者を置く。担当者が不在の場合は、苦情内容を当施設職員が受け付け対応できるようにする。
- ・施設内に苦情申し受け箱を設置し、利用者及びその家族、訪問者からの苦情に対するご意見を受付担当職員が必ず対応する。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

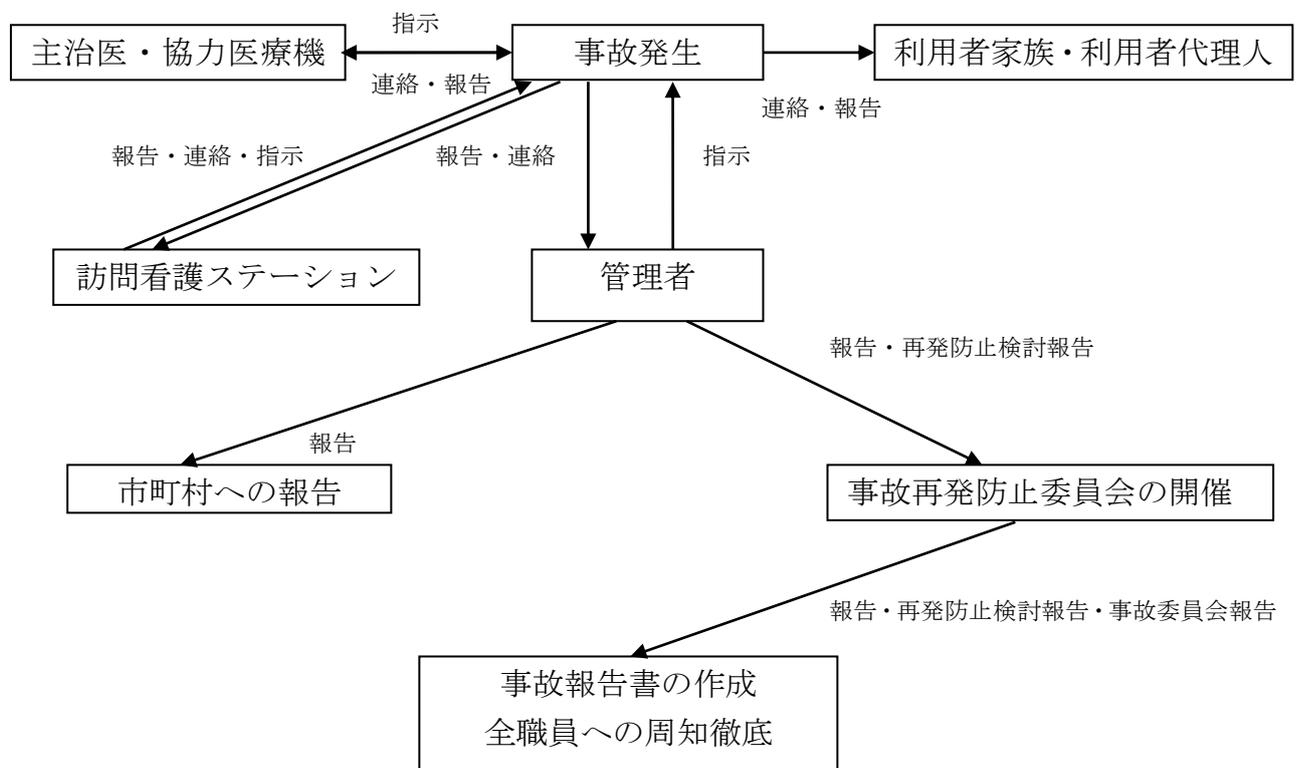
- ・要望・苦情があった場合は、直ちに担当職員が相手方に連絡を取り、状況確認情報収集を行い詳しい事情を聞くと共に、担当者からも詳しく事情を聞き確認する。
- ・事情を確認のうえ、検討会が必要と判断した場合、管理者及び介護職員による検討会を行う。また、検討会を行わない場合でも、必ず管理者に処理経過及びその結果を報告する。
- ・検討会后、翌日までに必ず具体的な対応を行う。
- ・要望・苦情内容・処理経過及び結果については記録を保存し、再発防止に役立てる。

3 その他参考事項

- ・普段より苦情が出ないように質の高いサービス提供を心がける。
- ・要望・苦情があった場合の対応・説明の内容などを踏まえ、要望・苦情対応マニュアルなどを設定する

事故発生時の対応

- 1 利用者が事故にあった場合は、主治医に連絡を取り、適切な指示を仰ぎ速やかに対応する。
- 2 利用者が事故にあった場合は、利用者代理人・家族へ連絡をし利用者の状況、行った処置の報告をする。
- 3 利用者が事故にあった場合は、訪問看護ステーションに連絡し利用者の状態・状況の報告を行い適切な指示を仰ぐ。
- 4 利用者が事故にあった場合は、速やかに管理者に報告する。
- 5 担当職員は速やかに事故再発防止検討会を開き再発防止に努める。
- 6 担当職員は事故報告書を作成し事故にあった経緯・再発防止対策等を記録し全職員に周知徹底を行い再発防止に努める。
- 7 利用者が事故にあった場合は、市町村に連絡し報告する。



「重度化した場合における対応および看取りに関する指針」

1. 医療連携体制について

- (1) 環境の変化に影響を受けやすい認知症の方が、可能な限り継続して認知症グループホームで生活を継続できるように、看護師を配置します。
- (2) 看護師の配置は指定訪問看護ステーションとの契約又は看護師の雇用によって行います。
- (3) 看護師は利用者の日常的な健康管理を行います。医療が必要な場合は、医療機関と連携して適切な対応を行います。
- (4) 看護師は、24時間連絡可能な体制をとります。
- (5) 医療連携体制の確保に伴い介護報酬が加算されます。加算の1割は利用者の負担となります。

2. 急性期における医師や医療機関との連絡体制

- (1) 体調の急変などが発生した場合には、協力医療機関もしくは訪問看護ステーションへ直接連絡することにより、速やかに適切な医療が受けられるようにします。
ただし、利用者、家族の希望する医療機関が別にある場合は、当該医療機関との連携を取り対応します。

3. 看取りに関する指針

(1) 当グループホームにおける看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来、人生の最期を迎えることが予測される方に対して、身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、最期に至るまでの期間、その方なりに充実し納得して生き抜くことができるように、日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら心をこめた介護を行うことです。

(2) 看取り介護の視点

終末期の過程において、その最期をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場である家族の思いが錯綜することも普通の状態として考えられます。当グループホームでの看取り介護は、長年過ごした場所で共に過ごした人々に見守られ自然な最期を迎えられるように介護することです。当グループホームは利用者または家族に対して以下のことを説明し、理解を得るようにします。

①ホームにおける医療体制への理解について

- ・常勤医師の配置はないが、契約した訪問看護ステーションの看護師・協力医療機関又は主治医と連携し、必要時の連絡体制を確保します。
- ・日常的に看護師による健康管理を行います。

②症状の変化等に伴う緊急時の対応については、訪問看護ステーションの看護師が医師との連携を取り適切な対応を行います。

夜間や日祝日においては、勤務職員が緊急連絡体制に基づき、上記連携を取り緊急対応を行います。

③家族との24時間の連絡体制を確保します。

(3) 看取り介護の具体的方法

①看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師より一般的に認められている医学的知見から疾患回復の見込みがないと判断され、かつ医療機関での治療に積極的意義を見出せないと判断された対象者につき、医師より利用者または家族にその判断を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期をグループホームで介護を受けて過すことに同意を得て実施されるものです。

②医師よりの説明

・医師が上記に示した状態で看取り介護の必要性があると判断した場合、医師より当該利用者の家族に連絡を取り、日時を定め、医師より利用者又は家族への説明を行います。また、この際グループホームでできる範囲の看取りの体制を説明します。

・この説明を受けた上で、利用者又は家族は、利用者が当グループホームで看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することができます。医療機関への入院を希望する場合、グループホームは入院に向けた支援を行います。

③ 看取り介護の実施

・家族がグループホーム内で看取り介護を希望した場合、計画作成担当者は、医師、看護師、介護職員等と協働して看取り介護の計画を作成します。

・看取り介護の実施に関しては、当該利用者の居室で対応します。

・看取り介護を行う際は、定期的に利用者又は家族に説明を行います。

・グループホームの全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として安らかな最期を迎えることができるように、利用者又は家族の支えとなる身体的・精神的支援に努めます。

④ 緊急時の連絡と対応について

・当グループホームの緊急時の連絡体制、対応マニュアルによって適切に連絡・対応を行います。

(4) 看取り介護の具体的支援内容

①利用者に関する具体的支援

I.身体的ケア

・バイタルサインの確認 ・身体的苦痛の緩和 ・清潔の保持

・栄養摂取と水分補給の適切な実施 ・排泄ケアの適切な実施

・発熱や疼痛への配慮 ・安楽への配慮 ・環境整備 など

II.精神的ケア

・コミュニケーションの重視 ・プライバシーへの配慮

・すべてを受容してニーズに沿う態度で接する ・精神的苦痛の緩和

・環境整備 ・安寧、安楽への配慮

III.看護処置

・医師の指示に基づき必要な看護を看護師によって行います。

②家族に対する支援

・話しやすい環境作り ・家族関係への配慮 ・希望や不安への真摯な対応

・家族の心身負担軽減への配慮